

農林土木工事〔農地〕におけるＩＣＴ活用工事試行要領

（趣旨）

第１条 この要領は、静岡県が発注する農林土木工事〔農地〕において、ＩＣＴ活用工事を試行するために必要な事項を定めたものである。

（対象工事）

第２条 ＩＣＴ活用工事は、情報化施工技術の活用ガイドライン（実施編）第２表２又は表４に定める適用工種及び施工規模を満たす工種を含む工事を対象とする。

（ＩＣＴ活用工事）

第３条 ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す施工プロセスの全て又は一部の情報化施工技術の活用について、受発注者間で事前に合意した上で実際に取り組み、情報化施工技術の活用に必要な費用を本要領に規定する積算方法により計上する工事である。

（１）３次元起工測量

３次元計測データを取得するため測量を行う。

（２）３次元設計データ作成

３次元起工測量で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データ（２次元）を用いて、３次元設計データを作成する。

（３）ＩＣＴ建設機械による施工

３次元設計データを用いて、ＩＣＴ建設機械により施工を行う。

（４）３次元出来形管理等の施工管理

トータルステーションやＵＡＶ（無人航空機）等を活用して、出来形管理を行う。

（５）３次元データの納品

３次元起工測量、３次元設計データ作成及び３次元出来形管理等の施工管理により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

（発注）

第４条 農林水産省の補助または交付金事業の実施に際して、発注の際の当初における積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。

２ 各発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、公告文にＩＣＴ活用工事の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

３ なお、情報化施工技術の活用により施工効率の向上が図られないと判断する場合等は、従来型施工での発注とすることも検討する。

（ＩＣＴ活用工事の実施手続）

第５条 受注者は、契約書に付された特別仕様書に基づきＩＣＴ活用工事の実施を希望する場合、協議書を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し指示することにより、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

２ ＩＣＴ活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、受発注者間で協議し、取り扱いを決定するものとする。なお、ＩＣＴ活用工事として事後設定した

ときは、本要領の適用の対象として取り扱うものとする。

- 3 第2条の対象工事に該当せず、あらかじめICT活用工事であることを謳っていない工事において受注者がICT活用工事を希望する場合は、工事ごとにその適用を判断するものとする。

(費用計上)

第6条 発注者は、表1に示すICT活用施工技術に関する基準により積算する。

(工事成績)

第7条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」の「施工」及び、「法令順守等」の「各種取組による加点」において加点することができる。

(監督・検査)

第8条 ICT活用工事を実施する場合の監督・検査は、国又は県が定めた表1に示すICT活用施工技術に関する基準により行うものとする。

表1 ICT活用施工技術に関する基準

段階	名 称
全般	農林土木工事〔農地〕におけるICT活用工事試行要領
	情報化施工技術の活用ガイドライン〔農林水産省農村振興局〕
積算 施工	土地改良工事積算基準〔農林水産省農村振興局〕
	土地改良工事数量算出要領（案）〔農林水産省農村振興局〕
	農林土木工事施工管理基準〔静岡県交通基盤部〕
	農林土木工事共通仕様書〔静岡県交通基盤部〕
検査	静岡県建設工事成績評定要領
	静岡県建設工事成績評定要領の運用

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。